

屋外広告物集計表

記入例

[一般広告物・**自家用広告物**]

いずれかに○をつけてください。

広告物の種類	—	広告物の名称又は記号	表示面積 (㎡)	片面/両面	地上から掲出物件の上端までの高さ (m)	照明 (内照/外照/無)	申請対象/申請対象外/適用除外の区別	備考
野立て	—	野立て広告①	1.66	両面	1.48	内照式	適用除外	自家用10㎡以下
	—	野立て広告②	9.72	片面	4.3	外照式	申請対象	
	—							
	—							
	—							
広告物の種類	方面	広告物の名称又は記号	表示面積 (㎡)	広告物の高さ (m) (掲出物件を含む)	建築物の高さ (m)	照明 (内照/外照/無)	申請対象/申請対象外/適用除外の区別	備考
屋上	東面	屋上広告①	6	3	15.4	外照式	申請対象	
	西面	屋上広告②	6	3	15.4	外照式	申請対象	
広告物の種類	方面	広告物の名称又は記号	表示面積 (㎡)			照明 (内照/外照/無)	申請対象/申請対象外/適用除外の区別	備考
壁面	東面	壁面広告①	5.29			内照式	申請対象	
	東面	壁面広告②	5.25			内照式	申請対象	
	西面	壁面広告③	2.15			外照式	適用除外	自家用10㎡以下
	西面	壁面広告④	3			無し	適用除外	自家用10㎡以下
	南面	壁面広告⑤	0.34			無し	適用除外	自家用10㎡以下
	南面	壁面広告⑥	9.2			外照式	申請対象外	他社申請分
	北面	壁面広告⑦	5.29			内照式	申請対象外	他社申請分
広告物の種類	方面	広告物の名称又は記号	表示面積 (㎡)	壁面からの突出し幅 (m)	地上から広告物の下端までの高さ (m)	照明 (内照/外照/無)	申請対象/申請対象外/適用除外の区別	備考
突出し	南面	突出し広告①	7.2	0.8	5	内照式	申請対象	
広告物の種類	—	広告物の名称又は記号	表示面積 (㎡)			照明 (内照/外照/無)	申請対象/申請対象外/適用除外の区別	備考
その他	—	広告幕	3.5			無し	適用除外	個別基準に適合
	—							この適用除外は、自家用広告物で個別基準に適合しているため【自家用10㎡以下】には含まれません
	—							
	—							

壁面面積 (㎡)	東面1	西面1	南面1	北面1	合計1
	213.77	213.77	151.23	151.23	730
	東面2	西面2	南面2	北面2	合計2

建築物等が2つある場合に記入してください

内訳
自家用10㎡以下→7.15㎡
個別基準に適合→3.5㎡

広告物の面積 (㎡) の合計	申請対象 (A)	申請対象外 (B)	適用除外 (C)	合計 (A+B+C)
	39.46	14.49	10.65	64.6

※記入にあたっては、裏面の記入上の注意事項をよくお読みの上記入してください。

○記入上の注意事項

1. 「広告物の名称又は記号」の欄

添付する配置図や構造図などに記載してある名称又は記号と一致するようにしてください。

2. 広告物の「表示面積」の欄

小数点以下が第3位以上になる場合は、小数点第3位を切り上げし、小数点第2位までを記入してください。 ※5. 283㎡→5. 29㎡

3. 「照明(内照/外照/無)」の欄

内側から照らすもの、イルミネーション、LEDを使用するものは「内照式」、単に外側から広告物を照らすものは「外照式」、照明を使用しないものは「無」と記入してください。

4. 「申請対象/申請対象外/適用除外」の欄

今回の申請対象となる広告物は「申請対象」、下記①～④の屋外広告物の要件に当てはまらない広告物、経過措置の適用を受けている広告物、許可済で変更のない広告物、申請者が違う広告物は「申請対象外」、小規模な自家用広告物等の適用除外と認められる広告物については「適用除外」と記入してください。

○屋外広告物の要件とは次の4つです。

- ①常時又は一定期間継続して表示されるのであること。
- ②屋外で表示されるものであること。
- ③公衆(不特定多数の人々)に対して表示されるものであること。
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は、表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

※小規模な自家用広告物等の適用除外と認められる広告物は、設置場所によって認められる広告物の面積が違いますので、ご注意ください。

※「申請対象外」となる物がある場合は、今回の申請の対象外となる理由を備考欄に記載すること。(5 参照)

5. 「申請対象/申請対象外/適用除外」の欄が「申請対象外」の場合、備考欄の記載例は以下のとおりです。

- ◇上記①～④の屋外広告物の要件に当てはまらない広告物がある場合は「条例対象外」
- ◇敷地内に他社の広告物がある場合は「他社申請分」
- ◇経過措置の適用を受けている広告物がある場合は「〇年〇月〇日まで経過措置対象」
- ◇変更許可申請の場合で、すでに許可を受けており、変更許可申請の対象とならないものは「H〇-〇〇(許可番号)許可済」

6. 広告物の種類が「その他」の広告物

規則別表第3の個別基準をご確認の上、必要に応じて空欄となっている基準項目に記入し、申請広告物の規格等をそれぞれ記入してください。

7. 「壁面面積(㎡)」の欄

広告物の有無を問わず全ての面の壁面面積を記入してください。小数点以下が第3位以上になる場合は、小数点第3位を切り捨てて、小数点第2位までを記入してください。
※80. 627㎡→80. 62㎡